

永続的な繁栄のための

事業承継 ニュース

2021 SUMMER

Vol.27



経営

会社を発展させる経営者として成長するために
第7回 リスクから企業を防衛する

税金

令和3年度税制改正で株式交付の課税が緩和
M&Aによる事業譲渡が容易に

自社株

相続株式を発行会社に買い取ってもらう場合の注意点

コラム

遺言執行者を活用した事業承継対策

4代目として会社を成長させ続ける、日本電磁測器株式会社代表取締役の笠原有仁氏

とっておき
情報源

社員全員で皆様方の商売繁盛、財産対策をサポートしています

税理士法人 エスペランサ



岡崎オフィス

岡崎市針崎町字五反田19番地3
TEL 0564-55-2700

東三河オフィス

豊川市御津町広石神子田22番地11
TEL 0533-77-2633

相続ラウンジ

名古屋市中村区名駅三丁目25番9号
堀内ビル2階 TEL 052-551-8686

相続ラウンジ刈谷

刈谷市中山町二丁目37番地1
YOULUCK 5 SQUARE C
TEL 0566-91-8833

名古屋オフィス

名古屋市中村区名駅三丁目25番9号
堀内ビル2階 TEL 052-583-9111

会社を発展させる経営者として成長するために

第7回 リスクから企業を防衛する

企業の事業活動には、さまざまなリスクがあります。経営者は、それらのリスクから自社を守り、社員とその家族、得意先、取引先、そして自らの家族を守っていかねばなりません。リスクへの対策を講じて業績や企業価値の安定・向上を図り、円滑な事業承継につなげましょう。

企業を取り巻くさまざまなリスク

企業を取り巻くリスクは下の図1のように多岐にわたります。まずはどのようなリスクがあるのか把握し、対策を考えていきましょう。

図1: 企業を取り巻くリスク

<p>〈人に関するリスク〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者の死亡・ケガ・病気による経営不在 ・従業員の労災事故 ・作業現場での賠償事故 ・労働環境悪化による労使対立 	<p>〈モノに関するリスク〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良品発生による賠償責任や信用失墜 ・火災・地震・水害・台風等の自然災害 ・建物・固定資産の破損・盗難 ・社用車による賠償責任・車両損害
<p>〈お金に関するリスク〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融資産の盗難・横領 ・売掛債権の回収遅延・回収不能 ・金融商品の下落・為替の変動・年金資産の積立不足 	<p>〈その他のリスク〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災や中毒事故等による営業停止による収益力低下 ・クレーム対応不備による信用低下 ・情報漏えいによる賠償責任 ・法律・制度改正による収益機会の変化

出典：『中小企業BANTO認定試験公式テキスト』（中央経済社）、一部改変

人に関するリスクへの備え

万一、経営者が死亡や就業不能となった場合を想像してみてください。自社の債務の返済や運転資金など、多くのリスクに対処するにはどれくらいの資金が必要になるのか、**標準保障額**（企業経営者に不測の事態が生じたとき、その企業が被る経済的損失額を算定したものを計算し、早めに生命保険で備えましょう。

標準保障額は、企業が存続するために必要な「**企業防衛準備資金**」と、遺族に死亡退職金を支払うための「**役員退職慰労金準備資金**」により算出します。

標準保障額＝

企業防衛準備資金＋役員退職慰労金準備資金

次頁の図2を参考に一度、自社の標準保障額を計算してみましょう。現在の生命保険加入金額が算定した標準保障額に満たなければ新たに保険に加入する必要があります。逆に過剰に加入していれば見直しましょう。

死亡退職金の受取人を後継者に

円滑な事業承継を行うためには、後継者に自社株式や事業用財産を相続させる必要がありますが、場合によっては他の相続人の遺留分を侵害する恐れがあります。そのようなリスクに備えて、経営者は生前に役員退職金規程を整備し、退職金や慰労金の死亡時の受取人を後継者に指定しておくといよいでしょう。死亡退職金を確実に後継者が受け取り、これを原資として他の相続人に対して代償金を支払うことで、トラブルを回避できます。また、相続税の納税資金にもなります。



お金に関するリスクへの備え

取引先が倒産して売掛債権が回収不能となった場合、資金繰りに窮し、経営難や連鎖倒産に陥るリスクがあります。この貸倒れのリスクに備えるには、**経営セーフティ共済**（中小企業倒産防止共済制度）に加入するとよいでしょう。

取引先が倒産した際に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借り入れることができます。掛金は損金または必要経費に算入できるので節税にもなります。

また、共済契約者が臨時に事業資金を必要とする場合には、一時貸付金として解約手当金の95%を上限に借り入れることもできます（返済期間は1年、返済方法は期限一括償還、利息は借入時一括前払い）。

BCP(事業継続計画)の策定をしましょう

突然発生する大災害やテロ、新型コロナウイルスのような緊急事態に遭遇した場合、経営基盤が脆弱な中小企業は有効な手を打つことができず、廃業や事業縮小による従業員解雇に追い込まれる恐れがあります。

事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続や早期復旧を可能とするためには、日ごろから、緊急時に行うべき活動や事業継続の方法を取り決めた「**BCP(事業継続計画)**」を策定しておきましょう。

顧客の信用を維持し、企業価値の安定・向上につなげて円滑な事業承継を図りましょう。



図2: 標準保障額の計算例

計算例をもとに一度、自社の標準保障額を計算してみましょう！

運転資金：480万円 借入金残高：1,492万円
報酬月額：40万円 在任年数：16年 とした場合

◎在任年数は現時点のものなので、実際に必要な保険金を算定する際には+5年、+10年のシミュレーションを行い、比較検討します。

① 運転資金+固定費 (運転資金×必要倍数+固定費(月額)×必要月数)	1,818万円 (480万円×1.0倍+223万円×6カ月)		
② 借入金返済資金 (借入金残高×必要返済割合)	1,492万円 (1,492万円×100%)		
③ その他の負債	0万円		
④ 現金化可能な資産	▲508万円		
⑤ 納税準備資金 (実効税率33.58%の場合)	1,416万円		
A. 企業防衛準備資金 [社内留保]	4,218万円		
⑥ 役員退職慰労金 (報酬月額×在任年数×功績倍率)	2,048万円 (40万円×16年×3.2倍)		
⑦ 功労加算金 (役員退職慰労金×0~30%)	614万円 (2,048万円×30%)		
⑧ 弔慰金 (報酬月額×6または36カ月)	240万円 (40万円×6カ月)		
B. 役員退職慰労金準備資金 [社外支出]	2,902万円		
標準保障額[A+B]**	死亡の場合	就業障がいの場合	重大疾病の場合
	7,120万円	6,880万円	6,880万円

**「就業障がいの場合」と「重大疾病の場合」の標準保障額には、弔慰金は含まれません。

令和3年度税制改正で株式交付の課税が緩和 M&Aによる事業譲渡が容易に

令和3年3月から、買収会社が現金の代わりに自社株式を対価として被買収会社に交付できる「株式交付制度」が施行されました。それに伴い、令和3年度税制改正では、株式譲渡益の課税の繰延べや、手続の簡易化など、株式対価M&Aにおける税務上の特例を設けています。

M&Aによる事業承継の税金と改正前の課税繰延制度

親族や会社内に後継者がいない場合に、同業者や関連業種の企業に株式を譲渡するM&Aによる事業承継が増加しています。このとき、株主である経営者が保有している株式を譲渡し、買収会社の株式を取得すると、原則として株式譲渡益に対して所得税と住民税の合計20.315%が課税されます。

改正前にも課税を繰り延べる制度がありました。しかし、利用できるのは、買収しようとする会社が事前に「特別事業再編計画」を作成して産業競争力強化法に基づく認定を受け、認定特別事業再編事業者（買収会社）として株式を交付し、特別事業再編対象法人（被買収会社）が株式等を買収会社に譲渡した場合に限られていました。また、株式の代わりに一部でも株式以外の金銭を受け取ると、全体に対して課税されていました。

事前認定の手続なしで株式譲渡益課税の繰延べが可能に

令和3年4月1日以後は課税の繰延べを受けるための**事前認定が不要**となりました。M&Aを実際に実行しようとする場合、取引先への信用不安が生じたり、優秀な社員が退社したりすることもあるため、会社を譲渡しようとしている情報が取引先や社内に対して漏れないようにすることが重要です。事前認定がなくなったため、より迅速な意思決定と実行が可能になりました。

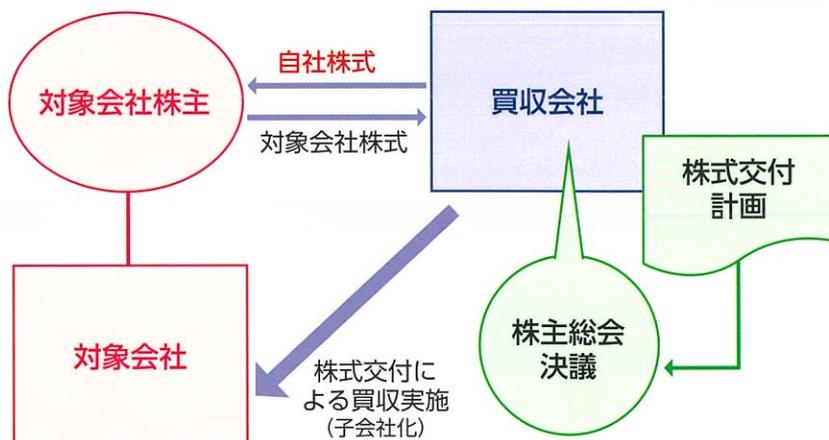
株式対価M&Aを促進するための措置(概要)

【課題】
株式を譲渡した時点で課税される

【措置の対象】
株式交付された時点ではなく、売却時に課税を繰り延べ

措置のポイント

- ①事前認定不要
- ②恒久的な措置
- ③現金を対価の一部に用いることも可能
(総額の20%以下まで)



出典：経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」、一部改変

買収対価の20%以下の範囲で 一部金銭での交付も可能

買収対価の一部を金銭で交付することも可能になりました。ただし、対価として交付を受ける資産の価額の合計額のうち、株式交付親会社（買収会社）の株式の価額が80%以上である場合に限られます。つまり、金銭で受け取ることができるのは、全体の価額の20%までということになります。

譲渡する側（被買収会社）には、まとまった金銭を手にしたと考えている経営者もいます。会社と従業員を守るために創業以来内部留保を充実させることに重点を置いてきたことで、個人資産が必要最低限しかない経営者などです。買収会社が上場していれば、全て株式で交付されてもすぐに売却できますが、非上場であると配当を受け取ることができても売却することは困難です。

また、買収会社に金庫株として譲渡すると、配当課税として総合課税されることになりま

す。そのため、一部を金銭で受け取ることができ、20.315%の分離課税にできる今回の改正は、中小企業のM&Aによる事業承継を後押しすることになると考えられます。

株式対価M&Aによる事業承継の 促進で成長企業の育成を応援

特殊な技術や特許を持っている中小企業が後継者不在のために廃業するのは大きな損失です。力のある企業がその技術や特許を生かしてより一層成長し、被買収会社の有能な従業員の雇用を維持し、その能力と意欲を生かしていくことができれば、こんなに素晴らしいことはありません。

最近スタートアップ企業の創業者が一定の成果を出すと、その事業をより大きな資金力のある企業に売却することが増えています。その経営者が売却で得た資金を基に別の事業を創業することによって、経済がより活性化するという効果も出始めています。

事業承継実践企業

会社の数字を自ら学ぶことで会社を発展させる

日本電磁測器株式会社 代表取締役 笠原有仁氏

笠原有仁氏は、次男ということもあって大学卒業後に別の業種の会社へ就職したが、長男が研究職の道に進んだため、2年後に後継者として日本電磁測器株式会社に入社。入社後は各部署を約2年おきに回って、大方の部署を経験し、夜間の専門学校にも通学して勉強するなど、一から社業について学んだ。

具体的に承継の話が出たのは2005年頃で、その5年後の2010年に代表取締役に就任した。承継後は、先代は経営に口を出さなくなり、何か相談をした際にも考えを否定されることはなかったが、これは承継の話が出てから5年間の助走期間があったからだという。「5年間で、取締役として経営のノウハウをつかめたことや、先代との引継ぎ、今後の計画やビジョンの共有ができていたことが大きい」と語る。

承継時の課題の一つには、経理面の引継ぎがあったという。「ベテランの経理担当者が退職し、経理については先代に聞いても分からず、経理部門の経験もなかったので、数字の見方などを会計事務所にも相談しながら、自分で勉強した。過去10年の決算書を自分でExcelに入力して、会社の数字と向き合った。そのおかげで、会社の状況がより分かるようになり、その後の会社の発展につながった」と語った。

今後について「株式はまだ承継していないため、今年度に特例事業承継税制を活用する予定で、税理士の先生と相談しながら進めていく。会社としては、脱炭素社会を目指す社会の流れのなかで、着磁分野において、自動車のEV化に促進の一助となりたい。また、磁石は私たちの生活に欠かせないものであり、より強い磁石の開発・製造を行うなどをして、社会の発展に役立てたい」と話した。



笠原有仁社長

相続株式を発行会社に 買い取ってもらう場合の注意点

相続により非上場株式を取得したKSM産業(株)の鹿島社長は、相続税の延納資金を工面するために、発行会社であるKSM産業(株)に自社株を買い取ってもらいたいと考えた。相続で取得した非上場株式を発行会社に売却する場合は、通常の売りに比べて税負担が非常に有利であると聞いた鹿島社長は、取扱いの詳細や注意点を西園寺税理士に相談した。

(この記事の登場人物はすべて架空の設定です)

みなし配当での 総合課税に注意

発行会社へ非上場株式を売却した場合、原則として譲渡とはならず、資本金と剰余金等の払戻し(配当)となります。このとき、資本金の払戻しに該当する金額を超える部分の剰余金額についてはみなし配当に該当することになります。資本金の払戻しに該当する部分については所得税課税は生じず、配当とみなされる部分についてのみ配当所得として課税されます。

みなし配当となった場合、鹿島社長は同族株主であるため、総合課税の配当所得として他の所得と合算されることとなります。鹿島社長は役員報酬等が3,000万円と高額のため、自社株式の売却のうち、配当所得とみなされた金額については5%の配当控除があるとはいえ、50%近くの税負担となります。同族株主が相続等により取得した自社株式を発行会社に買い取ってもらう場合の売主の税負担は、非常に高額となることが多いので注意が必要です。

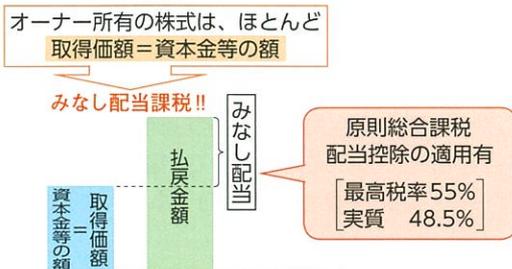
相続株式等に関し 税制上の優遇措置もある

このように非上場株式の買い取りが「みなし配当」となり、総合課税で売主に課税され、しかも多額の払戻しとなる場合には、思わぬ所得税等の負担で相続税が払えなくなってしまうことも考えられます。そこで、相続又は遺贈により取得した非上場株式等を発行会社に譲渡した場合に限り、みなし配当課税ではなく、譲渡代金に対する「譲渡所得課税」とみなし、譲渡利益(払戻金額-取得価額)に対し一律20.315%(所得税15.315%・住民税5%)の税率で課税される特例があります。さらに、譲渡所得となりますので「相続財産を譲渡した場合の譲渡所得の取得費加算の特例」を適用できます。

相続税の申告期限から3年以内に、相続又は遺贈により取得した非上場株式等を発行会社に買い取ってもらう方法は、有利に納税資金が確保できる大きな対策といえるでしょう。

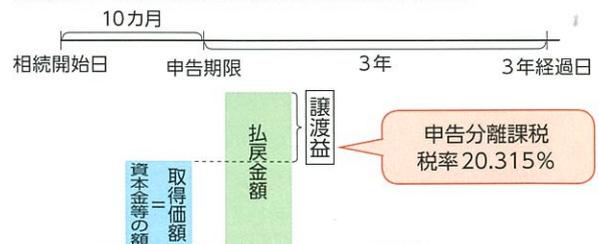
図1：自社株式を発行会社に売却した場合の取り扱い

①原則：相続以外で取得した非上場株式等を発行会社に譲渡した場合、配当所得となる



②相続等により取得した非上場株式等を発行会社に譲渡した場合、譲渡所得とみなされる(みなし配当課税なし)

期間要件⇒次の期間内に発行会社に譲渡すること



ベテラン弁護士が教える 改正相続法を活用した事業承継 ⑪

●弁護士 江口正夫



遺言執行者を活用した 事業承継対策

改正民法における遺言執行者の権限規定の変更

後継者が憂いなく会社を経営できるように配慮した遺言を作成していても、遺言内容を実現していく際に相続人同士がいがみ合い、後継者が相続関係者との揉めごとに時間を割かれることがあります。

そうした事態を回避するために、遺言書の中で遺言執行者を指定しておくことも検討しましょう。改正民法（相続法）では、遺言執行者の権限についての規定が大きく変更されました。

変更点①：遺言中の遺贈の履行について

遺言書に遺贈を定める場合があります。遺贈とは、遺言による遺産の贈与（寄附等）のことです。一般に、相続人以外の者に遺産を取得させる場合に用いることが多いと思われそうですが、相続人に対して遺贈がなされる場合もあり得ます（例：「配偶者居住権」を遺言で発生させる場合）。

遺言書に遺贈が定められた場合、相続人は遺贈の履行義務を負いますが、改正民法では、「遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。」との定めを新たに設けました（改正民法第1012条2項）。これは改正前も判例で認められていましたが、改正により民法典に明記されました。したがって、遺言書に遺言執行者を定めておけば、遺贈についての履行は全て遺言執行者が行うことになります。

変更点②：預貯金の払戻しや解約について

改正前は、経営者が預貯金を後継者に相続させる旨の遺言を残し、遺言執行者が預貯金の払戻し

や解約をしようとしても、金融機関によっては応じず、後継者の急な資金需要に応えられないこともあり得ました。

そこで、改正民法では下記のとおり定め、預貯金等を後継者が相続したことの対抗要件を遺言執行者が具備することが認められました。

遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる（改正民法第1014条2項）。

さらに、これまで疑義のあった遺言執行者による預貯金の払戻しや解約についても、遺言執行者に権限がある旨が改正民法に明記されました。

前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る（改正民法第1014条3項）。

ただし、この規定は「前項の財産（特定財産承継遺言があった財産）が預貯金債権である場合」に限定されています。よって、後継者に相続させると記載された預貯金については、遺言執行者が速やかに払戻しや解約を行うことが可能となりましたが、遺贈により後継者が取得した預貯金については、遺言執行者の権限は及ばないことに注意してください。